

女性と年金の問題

2015年11月26日

日本年金学会 女性と年金シンポジウム

お茶の水女子大学 永瀬伸子

女性と年金：論点整理

- 就業の変化 働く女性の増加、
他方男女の雇用不安定化、非正規化
- 家族の変化 無配偶男女、生涯シングル
の増加
老の子ども夫婦世帯との同居の減少
- 子ども数の減少 子育て期への配慮がより望まれる
- 高齢人口の増加と現役世代の縮小
- 家族、雇用の変化の中で現役世代女性の社会保険料の徴収、
高齢期の女性の年金配慮はどうかえていったらいいのか

- 妻・母への配慮として現在あるもの・・・

- ① 第3号被保険者制度
- ② 遺族年金
- ③ 離婚分割
- ④ (育児期間)

- 低賃金単身者、非正規夫婦、母子世帯等への配慮

配慮は薄い → 生活保護

生涯シングル女性、低所得世帯の妻、離別女性、母子世帯

→女性が自分で老後に備えられる仕組みを

第3号被保険者制度の創設

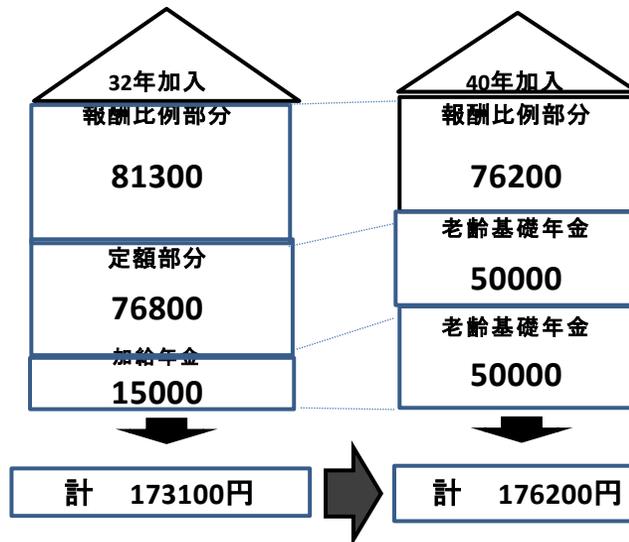
図1

基礎年金導入による給付構造の変化[イメージ]

標準夫婦世帯

昭和61年の標準年金額

成熟時の標準年金額



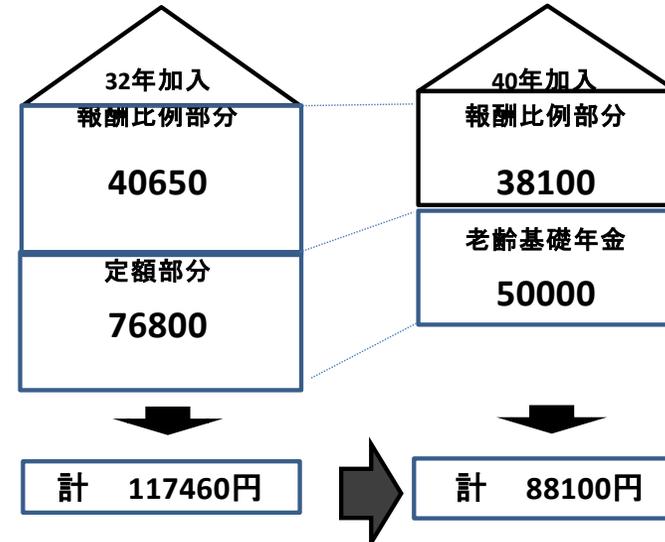
厚生労働省年金部会資料

図2

低賃金シングル雇用者の年金の変化 (男性平均賃金の3分の2の者を想定)

昭和61年の標準年金額

成熟時の標準年金額



1985年から40年かけて専業主婦に(保険料負担なしに)基礎年金。他方、低賃金シングルサラリーマンおよび就業期間が15-25年程度のサラリーマンの給付を低下させる改革(共働きも同様)。これをどう評価するか

女性への年金配慮：第3号被保険者制度

- サラリーマンの配偶者は年収130万円未満であれば社会保険料を厚生年金制度全体が負担した上で基礎年金を得られる
- 主婦にとっては…
 - ◎老後にサラリーマンの妻が(社会保険料積み立てなしに)基礎年金を得られる
 - ◎老後について、専業主婦世帯の年金水準が確保される
 - × 現役期について主婦が現在で年収130万円未満に仕事を調整する誘因
 - × 企業が有配偶女性に対して低年収、短時間の仕事を募集したがる誘因
 - × 長期で見れば主婦(あるいは主婦以外も含めたパート雇用者)の年収を下げ低年金要因
- 専業主婦を持たないサラリーマンにとっては…
 - × 1985年の年金改革により、被扶養配偶者のいる世帯の給付はほぼかわらなかったが、単身、共働き、就業期間が短い雇用者の給付が下落。
- 増加する非正規雇用者やその配偶者については…
 - × 女性の育児期等の無職期間への保護なし

サラリーマンの配偶者の遺族年金

- 遺族厚生年金制度：原則老齢厚生年金の3/4
 - ◎男女賃金格差が大きい中において女性の重要な老後保障
 - ×遺族年金のために自分の年金権を実質的に100%失う者が多い
- 婚姻の無差別な優遇（EXたとえば高齡期の結婚であっても容易に遺族年金権を獲得できるルール）の一方で、有配偶女性の就業履歴による年金積み上げ実績の冷遇

年金上の育児期の配慮

- 育児期の無業は年金上評価する改正というのが世界の年金の流れ
- 日本でも育児休業期間の社会保険料の免除(2004年改正)、3歳未満児のいる厚生年金加入者の育児を理由とした標準報酬の下落について従前標準報酬月額で年金算定(2009年改正)
- 上記の育児期配慮は主に正社員女性に提供されている。しかし第1子出産をきっかけとしてかつては7割、現在も6割の母親が無職になっているため、過半数の女性に届いていない(非正規雇用の女性、出産を境に離職する女性など)

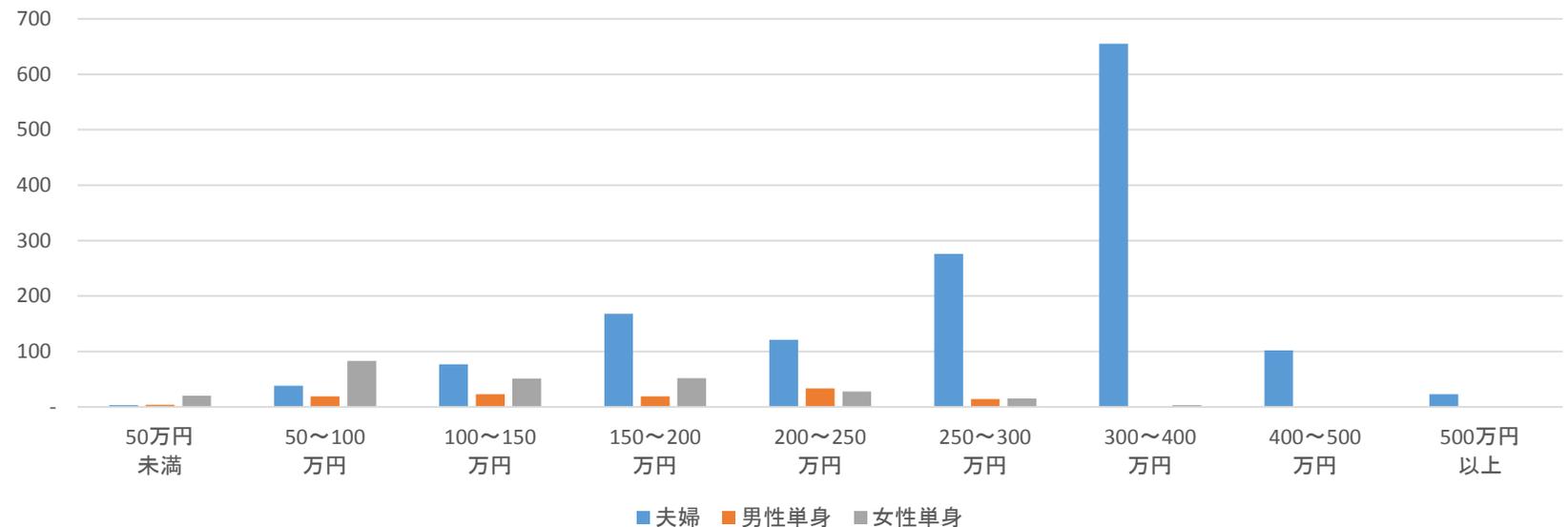
離婚分割

- 2004年改正で導入、2007年より
- 3号分割

現在の高齢期の年金受給

- 夫婦世帯の年金はかなり良好な水準（平成23年調査）
- 以下の図は70－74歳層（1938－1942年生まれ）
- しかし1950年代以降生まれの年金は今後大きく下がるとの財政検証

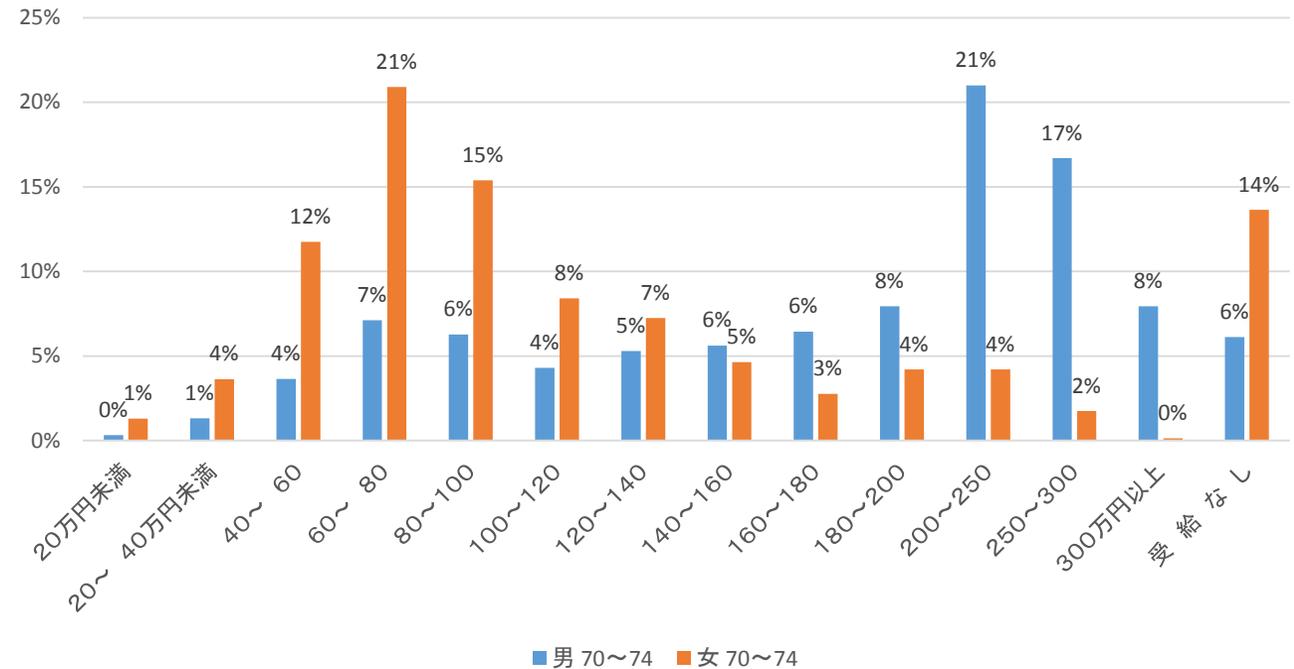
公的年金受給階級（70－74歳、平成23年）



男女別にみた場合には

- 男女に大きい年金差
- 単身女性であれば
貧困になりやすい

男女、70～74歳 平成24年



厚生労働省『国民生活基礎調査』平成24年

単身男女をみると

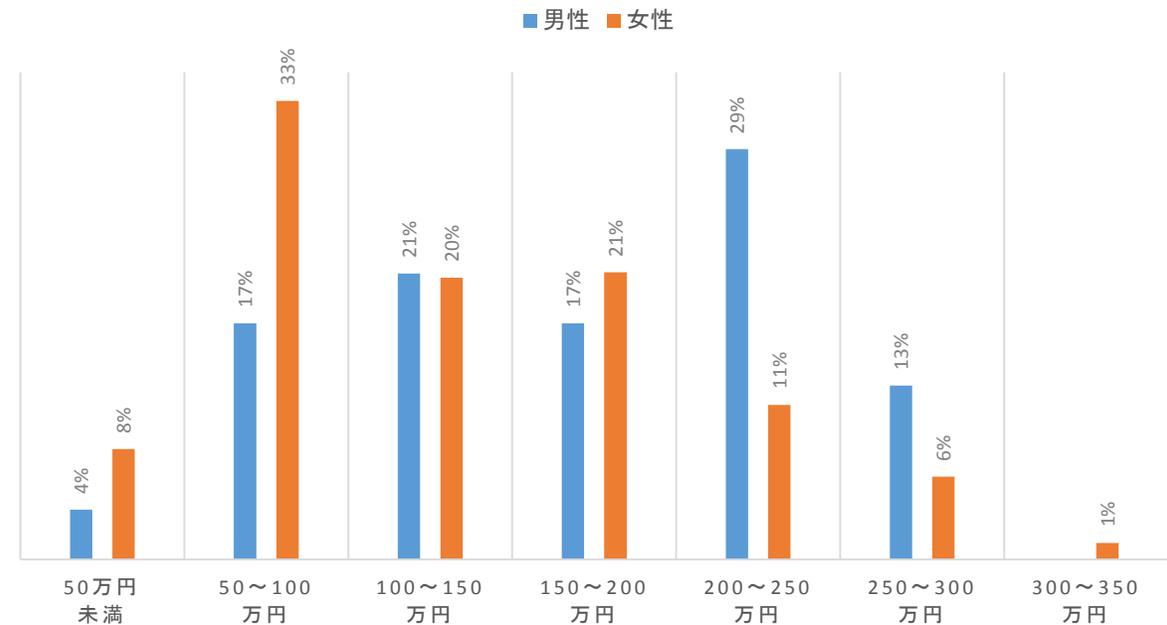
単身女性の年金は4割が年間100万円未満、
61%が年間150万円未満

非正規雇用、無職、自営が多いこと
サラリーマンでも男性より賃金が低く、
男性より就業期間が短いことを反映

遺族年金受給者に比べ
自身の年金権による年金が
低い傾向

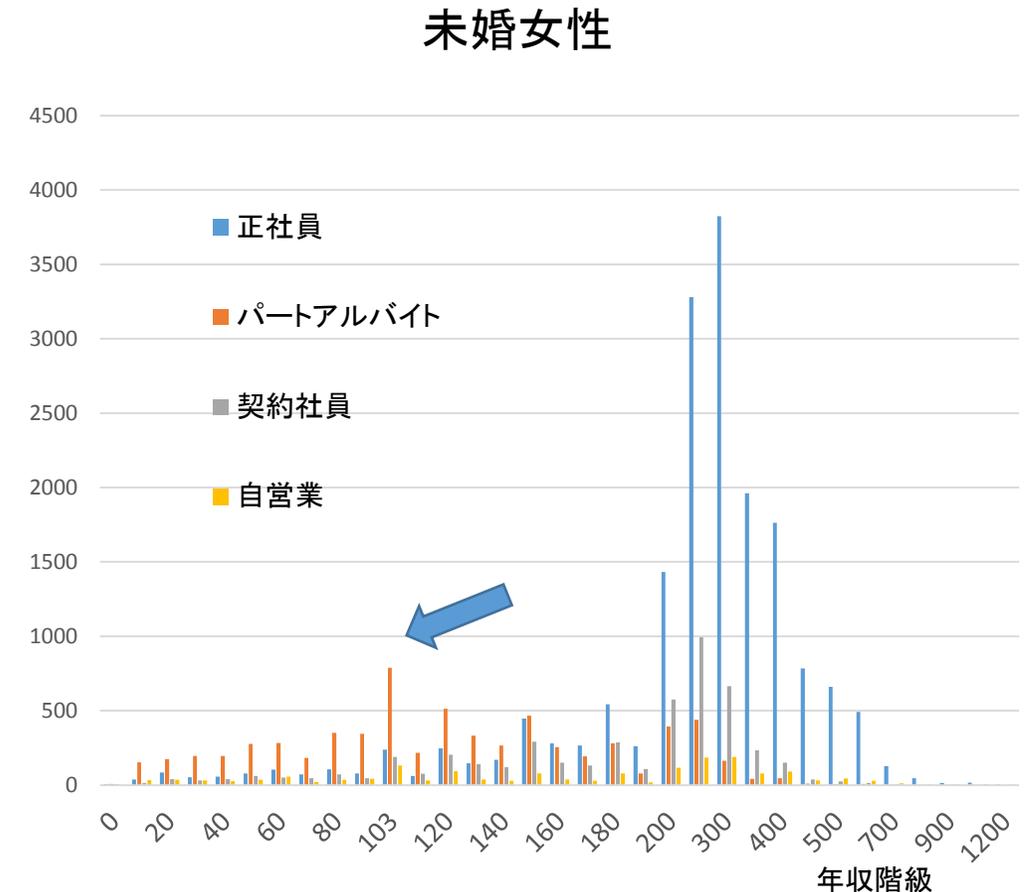
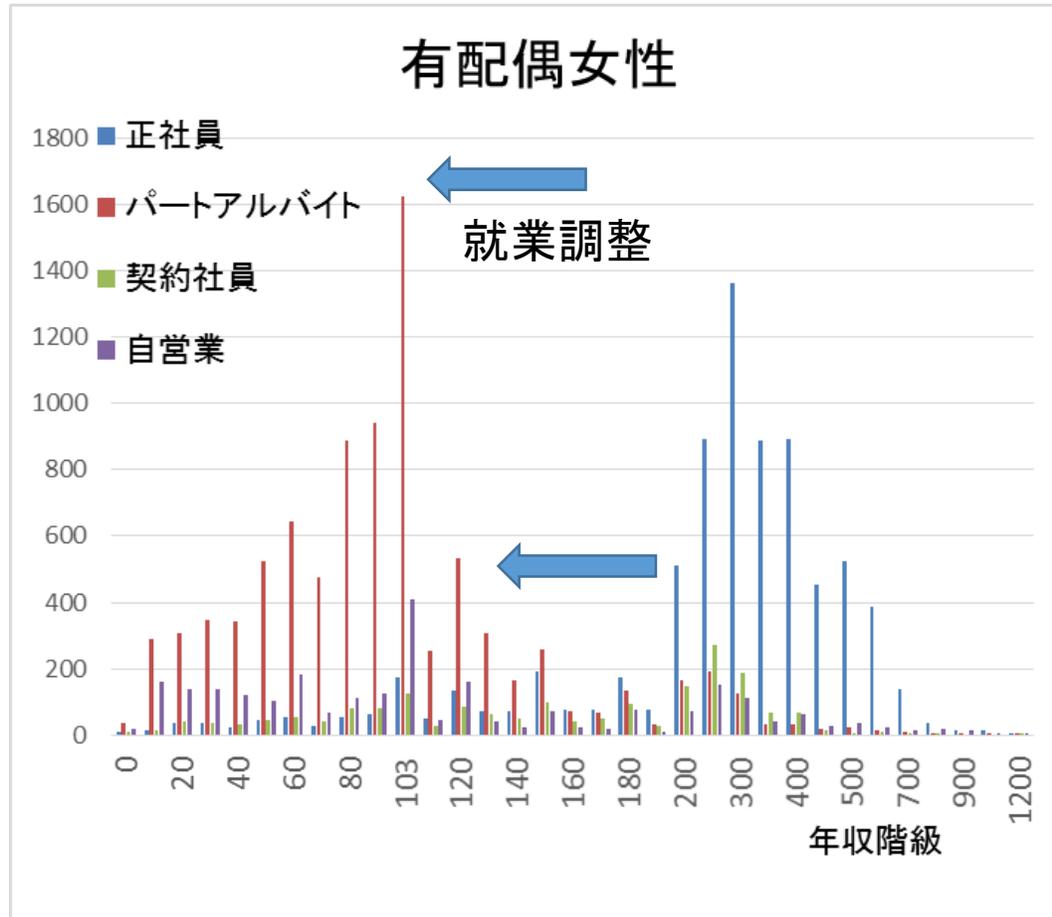
これらの統計には示されていないが
子同居の高齢者も低年金者が多い

単身世帯、男女 70-74歳 平成23年



厚生労働省『年金制度基礎調査』平成23年

現役の働き方への影響：有配偶女性の就業調整を生む徴収構造は大きい課題、年金も低いまま



(出所) 21世紀成年者縦断調査(2002-2010,1968-1982年生まれ)より永瀬作成

女性と年金の課題

- 現役世代について、働く者が就業調整をしたくなるような徴収構造をなくすべき
 - 現状で就業調整は子が義務教育修了年齢、夫高収入で多いある年収から保険料が賦課される仕組みから生じる問題
 - そもそも非正規雇用なら低賃金という賃金ルールの問題
- 遺族年金：大方の女性で自分の年金が事実上掛け捨てになる構造は有配偶女性の年金加入意欲を損なう
- 女性が就業する前提（ただし育児期は無業の選択もできる前提）で社会保障の再考を

試案(永瀬伸子「パートの適用拡大オプションについて」『年金と経済』 2015年 Vol 34 No1)をもとに山本克也氏によるシミュレーション

- ・原則雇用者全員に社会保険料賦課を提案(就業調整を防ぐ)
- ・低所得者はバンド式の給付で再分配(低収入者への再配分)
月収8万円は9割の年金、月収46万円までは32%の年金、それ以上15%(米国なみの事例)
- ・第3号配慮を子育て期間配慮(厚生年金加入者平均の給付)へ、
再就職者の年金が加算されるような工夫
- ・女性の年金権の上に逡減的に遺族年金がのる形で特に低収入者については自身の年金積立の放棄とならないように

残る課題

- 厚生年金から国民年金に拠出される第3号被保険者の社会保険料は、高齢者の国民年金給付の重要な原資。第3号被保険者制度をなくすと高齢者に配る年金財源が減ってしまう。これをどうするか（今回は他の原資を考えることとし検討に入れていない）
- 非正規雇用者が社会保険に入れるような働き方にしていくには5年をめどに、非正規雇用者の賃金を上げ、生産性を上げるような毎年の目標と国の指導が必要
- 若者世代、低年収者、育児期への配慮